

ク 大町リサイクルパーク



(1) 経緯

北アルプスエコパークの稼働に伴い、ごみの分別方法や再資源化方法などを広域連合と 3 市村が協議を重ね、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき統一を図るとともに、循環型社会形成推進地域計画に基づき、大町市が所有していた大町市リサイクルパークを広域連合が取得し施設改良工事を行い、平成 30 年 8 月から資源物受入業務と処理業務を行っています。

また、令和 6 年度には大町市環境プラント解体後の跡地に、ストックヤード棟を新たに建設しました。

(2) 現状と課題

循環型社会の実現に向けた取組のためには、ごみの発生を抑え、再資源化を継続していく必要があります。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和 4 年に施行されたことから、プラスチックの資源化に向けた取組を加速させる必要があります。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、住民のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、三者が協働してごみの減量、資源の有効活用、適正処理の推進が重要となっています。



大町リサイクルパーク

(3) 今後の方針と施策

広域連合では、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク、白馬リサイクルセンター、白馬リサイクルプラザを中心とした、ごみの分別やリサイクルを引き続き推進します。





また、住民・事業者と協働し、ごみの減量・再生利用・適切なおみ出し方について意識の醸成を図るとともに、適正かつ安全な作業の実施や施設の運営管理に努めます。

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」等の関係法令に基づき、製品プラスチックの資源化に向けた取組を推進するとともに、「環境負荷低減を目指した循環型社会を構築する」という「ごみ処理広域化基本計画」の基本理念及び「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、自然環境に恵まれた観光地という地域の特性に配慮し、次世代の子供たちへの環境教育等への普及啓発活動の強化や、住民・事業者等との協力体制の構築を進めるなど、3市村との連携を密にし、更なるごみの減量・再資源化を推進します。

■施設の概要

施設名称・種類	施設規模 ・ 処理能力	処理 方式	供用開始
大町リサイクルパーク (資源化施設兼ストックヤード)	延床面積 : 1270.21m ² ペットボトル : 0.5t/5h その他プラ : 2.5t/5h	圧縮 梱包 保管	平成12年4月 (平成30年7月大町市から取得)

■SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	フードロスの削減と資源化による可燃ごみの削減
 13 気候変動に 具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	可燃ごみの減量化によるCO2の削減(プラスチックの資源化)
 14 海の豊かさを 守ろう	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する	資源化の推進 特にプラスチックの資源化推進
 15 陸の豊かさも 守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	食品ロスの削減 生ごみのたい肥化、不法投棄防止